平成２６年（フ）第２１５６号
大阪府堺市中区深井中町613番地の４
破産者　備北環境開発有限会社
1　破産債権の届出期間　平成28年１月22日まで
2　一般調査期日　平成28年２月24日午後１時30分
平成27年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５８号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　備北環境開発株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年１月22日まで
2　一般調査期日　平成28年２月24日午後１時30分
平成27年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８４号
埼玉県新座市堀ノ内３丁目13番１号　殿山亀寿苑
破産者　細野　晴夫
1　破産債権の届出期間　平成28年１月28日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午前10時45分
平成27年12月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９９３号
北海道沙流郡日高町字厚賀町67番地
破産者　北厚林業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年１月29日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午前11時30分
平成27年12月14日
札幌地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第２１５４号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　有限会社焼却センター
1　期日　平成28年２月24日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５５号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　北備運輸株式会社
1　期日　平成28年２月24日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５７号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　株式会社南和環境
1　期日　平成28年２月24日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第７９６９号
埼玉県越谷市蒲生３丁目１－41
破産者　深井　信正
審尋期日　平成28年２月16日午前11時
平成27年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２５号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目11番18号
清算株式会社　株式会社グローバル・Ａ・エンタテインメント
代表清算人　大友　貴司
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、本特別清算手続開始決定日（平成27年10月23日）までの原因に基づいて発生した債権（以下、「特別清算債権」という。）とする。
2　弁済の方法
本協定における弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲２丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、特別清算債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は、清算株式会社の負担とする。）。
第２　一般債権
1　一般債権
一般債権とは、特別清算債権のうち利息・遅延損害金にかかる債権（本特別清算開始決定日前に生じたものも含む。）に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済期間
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、⑵で定める弁済額を弁済する。
⑵　弁済額
各一般債権者に対する弁済額は、各一般債権者の一般債権額に、次に定めるアからイを減じた金額をウで除することにより得られた弁済率を乗じた金額とする。ただし、かかる算定により１円未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てた額を弁済額とする。
ア　本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額
イ　本特別清算が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、本特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び本特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額
ウ　一般債権の総額
⑶　免除
清算株式会社は、各一般債権者より、上記⑴の弁済時に、一般債権のうち一般債権額と弁済額の差額と、本特別清算開始決定後の利息・遅延損害金にかかる債権の全額について免除を受ける。
⑷　追加弁済
上記⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各一般債権者の債権額に応じて按分した額を、各一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては上記⑶による免除の効力は、失われるものとする。
以上
東京地方裁判所立川支部民事第４部

再生手続開始

平成２７年（再）第６０号
東京都練馬区大泉学園町８丁目18番10号
再生債務者　市川総業株式会社
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年２月22日から平成28年２月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第７５号
東京都荒川区東日暮里６丁目８番14号
再生債務者　株式会社ＫＧ舎
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年12月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第３１号
東京都港区西新橋１丁目22番14号　メゾンアンリツ虎ノ門10Ｆ
再生債務者　島田　善一
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年12月14日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１０２号
埼玉県狭山市大字北入曽870番地の２　レオパレスイルビーノ203
再生債務者　山田　陽一
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成28年１月15日から平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部